

競技麻雀研究会 会則

第一章 総則

- 第1条 本会は鳥取大学競技麻雀研究会と称する。
- 第2条 本会は鳥取市湖山町南4丁目101鳥取大学内に置く。
- 第3条 本会は各会員の麻雀の技術向上と共に、各会員が麻雀を通じて多くの人と交流を図ることができる場となることを目的とする。
- 第4条 本会の会員は原則鳥取大学学部生とする。但し、会員の了承を得た上で左記以外の者が本会の活動へ参加することは認められる。

第二章 活動

- 第1条 本会は第一章第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。
1. 麻雀を打つ。但し、コンピューターゲームを用いての麻雀は活動に含まない。
- 第2条 活動を行う上で、以下の点に注意する。
1. 物を大切に使う。
 2. 活動場所として利用する施設を大切に利用する。
 3. 賭けは禁止。

第三章 役員

- 第1条 第二章第1条の活動を行うため、次の役員を置く。
1. 会長(1名)
 2. 副会長(1名)
 3. 米子支部長(1名)
- 第2条 役員は会員の中から選出される。
- 第3条 各役員に、立候補した、または他会員によって推薦された会員のうち、全会員の3分の2以上の者の支持を得たものを役員とする。
- 第4条 全会員の3分の2以上の者の賛成により役員を罷免することができる。

第四章 細則

- 第1条 会員はこの会則に従う事を義務とする。

附則

- * この会則は会員のうち3分の2以上の者の支持によって改正されることが出来る。
- * この会則は平成18年11月15日より施行する。